

過労死防止ドクターズネットへの相談対応手順書

1. 弁護士等が必要な情報を収集して整理していただいたうえで、相談用紙（様式 1 号）をメールで過労死防止ドクターズネット事務局に（東京社会医学研究センター）に送付していただきます。
2. それを元に事務局が検討し、必要な情報の追加を弁護士等に依頼します。個人特定情報を除いて要点を簡潔にまとめた上で、代表の了承を経て会員に配信し、意見を求めます。
3. 会員は求めに応じて意見を述べ関連する情報を紹介します。また、他の会員の意見に対して意見を述べ討議します。
4. 一定の討議期間を経て、提供された情報や意見を事務局がまとめ、相談に対する回答案を作成し、代表の了承を経て相談者（弁護士等）および会員に配信します。
5. 会員からの過労死事例の意見書作成に関する相談なども受け付けます。相談用紙（様式 1 号）を事務局に送って下さい。以後の対応は上記と同様です。
6. また、東京社会医学研究センターのホームページ内に、過労死防止ドクターズネット会員用のページをつくり、有用な情報は常時閲覧できる様にします。
7. 会員の入会費や年会費、および、弁護士等からの相談は当面無料とします。
8. 意見書作成や裁判での証言など個別の対応については、対応していただける個人と弁護士の間で行っていただき、過労死防止ドクターズネットは直接関わりません。

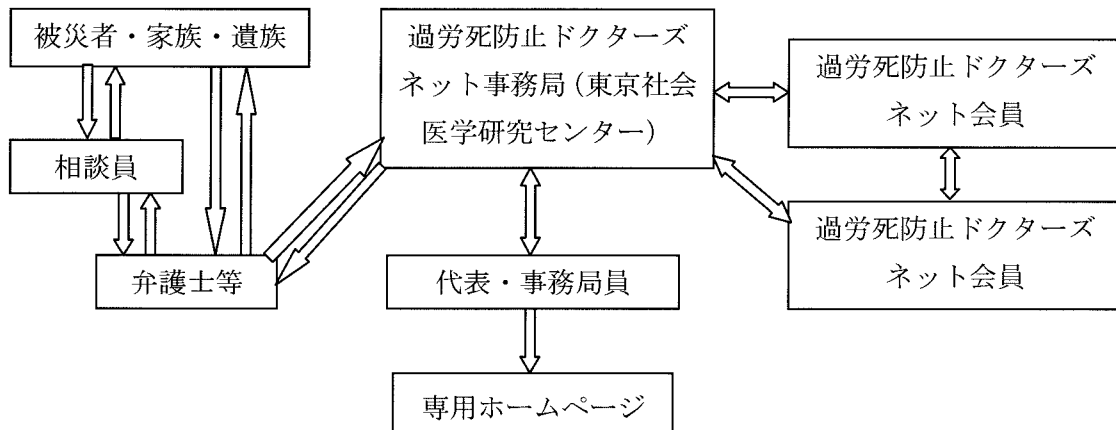


図1 過労死ドクターズネットへの相談と回答の情報の流れ